

請 願 文 書 表

(23年9月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
8	9月6日	無年金・低年金者への 基礎年金国庫負担分 3.3万円の支給を求 める請願	亀岡市禰田野町鹿谷戸井18 番地 全日本年金者組合 京都亀岡支部 支部長 三上 悟	立花 武子 田中 豊 馬場 隆 並河 愛子 苗村 活代	<p>(請願趣旨)</p> <p>4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、たびたびの引き下げはあっても年金が引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。一人暮らし高齢者の生活はとくに深刻です。「社会保障・税一体改革成案」にも「低所得者への加算」が打ち出されています。</p> <p>「最低保障年金制度」の創設は喫緊の課題ですが、高齢者の生活実態は、その実現を待てない状況です。また、「社会保障・税一体改革成案」に骨格が示された「最低保障年金」は現在の高齢者に適用するものではありません。「最低保障年金制度」が実現するまでの緊急措置が必要です。よって意見書の採択をお願いするものです。</p> <p>(請願事項)</p> <p>「最低保障年金制度」実現までの救済策として、基礎年金国庫負担分3.3万円に満たない部分を無年金・低年金者に支給する措置を求める意見書を採択し、関係機関に送付すること。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	環境厚生 常任委員会